

令和元年 11 月定例会

議 案 説 明 資 料 予 算 に 関 す る 説 明 書 (令和元年度 11 月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が 0.0 人役となるものについては、人件費を 0 としています。

令和元年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和元年度鳥取県一般会計補正予算(第3号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 緑豊かな自然課	1 2
	2 繰越明許費に関する調書	緑豊かな自然課 他	3
	3 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所 他	4

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第7号	鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	6

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例 (令和元年10月31日専決)	住まいまちづくり課	8
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年11月5日専決)	西部総合事務所生活環境局	10

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 緑豊かな自然課	1,762,083		1,762,083					
合計	8,349,832	0	8,349,832	0	(0)	0	0	
<p>説明 (一般会計) 緑豊かな自然課 [債務負担行為] (新) 「日本一のすなば」魅力〇ごと事業に係る補正</p>								

令和元年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

1 目 観光費

緑豊かな自然課 (内線: 7200)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「日本一のすなば」魅力 〇ごと事業	0	債務負担行為 6,000	債務負担行為 6,000				債務負担行為 6,000	
トータルコスト	0	794	794	(補正に係る主な業務内容) 鳥取砂丘未来会議への負担金交付事務、イベントの公募・審査・実施決定				
従事する職員数	0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	砂丘の魅力を学び、利活用を促進するイベントの実施 (令和2年度新規事業)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

現在の鳥取砂丘新発見伝事業のあり方を見直し、鳥取砂丘の新たな魅力を学び、特に砂丘西側エリアの利活用促進に寄与するための補助制度に移行するとともに、事業実施主体である鳥取砂丘未来会議が、次年度に実施するイベントに係る民間事業者の公募・決定を本年度中に行い、年度当初からイベントを円滑に実施するため、債務負担行為を設定する。

2 主な事業内容

「日本一のすなば」魅力〇ごと事業負担金 (鳥取砂丘未来会議への負担金) 6,000 千円

(1) 内容

鳥取砂丘未来会議が公募し、採択したイベントについて、鳥取砂丘内での法令上の手続、広報及び経費の支援を行う。

募集対象	・鳥取砂丘の自然体験を通じ、砂丘の魅力を学習するイベント (すなばを通じた教育、県民の砂丘魅力再発見、砂丘ガイドの育成) ・鳥取砂丘特に西側エリア (多鯨ヶ池含む) の利活用を促進し、インバウンドを含めた観光客の滞在につながるイベント
実施主体	非営利の団体及び個人
補助率等	1年目: 4/5 2年目: 2/3 3年目: 1/2 補助年数上限: 3年間 補助上限額: 1,000 千円/年

※平成30年度に鳥取砂丘新発見伝事業において採択したイベントについても継続支援する。(補助率等の経費支援については従前どおり)

(2) 負担割合 県 1/2、鳥取市 1/2

負担額 県 6,000 千円、鳥取市 6,000 千円 (全体事業費 12,000 千円)

(3) 事業スケジュール (予定)

令和元年12月～ 民間事業者からのイベント公募
令和2年1月～ イベント審査・内定
令和2年2月～ 交付決定、イベントの準備・広報
令和2年4月～ イベント実施

3 これまでの取組状況・改善点

- ・現在の鳥取砂丘新発見伝事業において、自然体験イベントや集客につながる観光イベントに対して補助を実施してきた結果、砂丘の新たな魅力が広く認知された。
- ・平成30年度には鳥取砂丘再生会議を鳥取砂丘未来会議に改組し、事業採択に係る審査体制や採択基準の公表などの見直しを行っているところだが、事業を継続的に実施していくためには、対象イベントのあり方、予算規模の見直しも必要なことから、令和2年度以降に実施するイベントを対象に新たな制度に移行するものである。

緑越明許費に関する調書

追加分

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他		
									一般財源		
4	衛生費	4 環境保全費	国立公園調喫プロジェクト等推進事業	緑豊かな自然課	470,928	378,059	189,030	189,000	29	入札の不調により、業務内容や施工区間の見直しを行ったため。また、天候不良のためへりによる資材運搬が計画より遅れ、事業の年度内完了が困難となったため。	
6	農林水産業費	2 土地改良費	農業集落排水事業費	水環境保全課	217,455	12,500	12,500			管路工事において、当初設計になかった汚水枠の追加設置要望があり、その測量設計に時間を要したため。	
生活環境部 合計							390,559	201,530	189,000	0	29

(単位：千円)

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 高圧蒸気滅菌器 保守点検業務委託	衛生環境 研究所	1,032			令和2年度から 令和4年度まで	1,032				1,032
令和元年度 衛生環境研究所 植栽管理業務委託	衛生環境 研究所	2,871			令和2年度から 令和4年度まで	2,871				2,871
令和元年度 原子力環境センター 排水配管漏水点検業務委託	原子力環境 センター	918			令和2年度から 令和4年度まで	918	918			
令和元年度 自然公園等管理費	緑豊かな 自然課	17,280			令和2年度から 令和4年度まで	17,280				17,280
令和元年度 「日本一のすなば」 魅力〇ごと事業費	緑豊かな 自然課	6,000			令和2年度	6,000				6,000
令和元年度 消費生活センター等 清掃業務委託	消費生活 センター	2,108			令和2年度から 令和5年度まで	2,108				2,108

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
			期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
				千円			千円	千円	千円	千円	
令和元年度 とっとり住まいる 支援事業補助	住まいまちづくり課	補正前 補助金総額403,300千円を 限度として、令和元年度に 交付決定した額から令和元 年度に交付した額を差し引 いた額			令和2年度	限度額に同じ					限度額に同じ
		補正 補助金総額26,493千円を限 度として、令和元年度に交 付決定した額から令和元年 度に交付した額を差し引い た額			令和2年度	限度額に同じ					限度額に同じ
		補正後 補助金総額429,793千円を 限度として、令和元年度に 交付決定した額から令和元 年度に交付した額を差し引 いた額			令和2年度	限度額に同じ					

条例名等

鳥取県手数料徴収条例及び鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例)

提出理由及び概要

1 提出理由

建築士法の改正に伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、同法の規定に基づく建築士の登録及び試験の実施事務に係る手数料が引き上げられたため、同政令の改正内容に基づき手数料の改定を行う。

2 概要

次のとおり手数料の額を引き上げる。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改 正 後
2級・木造建築士の登録	1件につき	19,300円	24,400円
2級・木造建築士試験の実施	1件につき	17,900円	18,500円

3 施行期日

施行期日は、令和2年3月1日とする。

【参考】

○2級・木造建築士免許制度の概要

- ・2級・木造建築士の免許は、建築士法により、都道府県知事が実施する試験に合格した者を都道府県知事が登録を行うこととなっている。
- ・試験は、全都道府県が同一の指定試験機関 (公益財団法人建築技術教育普及センター) を指定し、当該機関が同一の試験を全国一律の手数料により実施している。
- ・全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料は、地方自治法に基づき地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されており、2級・木造建築士の登録及び試験の実施に係る手数料も同政令に規定されている。

○建築士法改正と地方公共団体の手数料の標準に関する政令改正の概要

- ・2級及び木造建築士試験では受験資格として学歴に応じた実務経験を求めているが、実務経験の審査が厳格化され、建築系高校等卒業者については免許登録申請時に実務経験を求めるよう建築士法が改正された。
- ・この改正に伴い、実務経験の審査が、試験事務から免許登録事務に移行されること及び実務経験の審査が厳格化されることにより、これらの事務にかかる人件費、物価の変動等を反映し、建築士の登録・受験に係る手数料の額が改正された。

○二級建築士及び木造建築士試験の受験・免許申請の流れ

【法改正前】

① 建築関係大学卒業	試験申込み ※②、③の実務 経験を確認	試験合格	免許申請
② 建築関係高等学校等卒業 (実務経験3年以上)			
③ 実務経験のみ (実務経験7年以上)			

【法改正後】

① 建築関係大学卒業	試験申込み ※③の実務経験を 厳格に確認	試験合格	免許申請 ※②の実務経験を厳格 に確認
② 建築関係高等学校等卒業 (実務経験2年以上)			
③ 実務経験のみ (実務経験7年以上)			

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>24,400円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき<u>18,500円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(300の3) 略</p> <p>(301) 建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録 1件につき<u>19,300円</u></p> <p>(301の2) 略</p> <p>(302) 建築士法第13条の規定に基づく2級建築士試験及び木造建築士試験の実施 1件につき<u>17,900円</u></p> <p>(303)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に2級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者が、建築士法第5条第1項の規定に基づく2級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする場合については、改正後の鳥取県手数料徴収条例の規定にかかわらず、1件につき19,300円を徴収する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例 (令和元年10月31日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき令和元年10月31日専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 条例の改正理由 農地法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 条例の改正概要 設置届の規定において引用する農地法の条項を改める。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和元年11月1日とする。</p> <p>【参考】 鳥取県大規模店舗立地誘導条例の概要</p> <p>(1) 目的 都市機能の流出・拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを推進するために、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導する。 (郊外での大型物販店等の乱立を抑制し、既存市街地など人口集積地へ誘導)</p> <p>(2) 対象施設 床面積1,500㎡以上の店舗及び飲食店</p> <p>(3) 主な内容 ア 事業者事前に設置届と立地市町村における住民説明会の開催を義務付ける。 イ 県は関係市町村、住民から意見を聴取し、コンパクトなまちづくりの観点から事業者意見することが可能である。 ウ 県の意見に対する事業者の対応がコンパクトなまちづくりに著しい支障を生じる場合、県は施設設置の中止、廃止・撤去を勧告、命令することが可能である。（これまで事例なし） エ 事業者は、届出から6月間は県が支障ないと認めない限り、工事に着手できない。</p>

鳥取県大規模店舗立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置届)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(設置届)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 設置届は、大規模店舗の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は同法第4条第1項第7号若しくは第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>(4) 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年11月5日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和元年11月5日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 境港市 個人</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金617,324円を支払うものとする こと。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和元年7月1日 午後1時20分頃</p> <p>イ 事故発生場所 米子市淀江町小波地内</p> <p>ウ 事故の状況 西部総合事務所生活環境局所属の職員が、衛生環境研究所への検体搬送用務のため軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、前方で停止していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金 617,324円 うち、保険支払額 587,324円、県費支出額 30,000円（うち保険契約による 免責額30,000円） ・県側車両損害額 197,564円 うち、相手方からの賠償額 0円、県実質負担額 197,564円